

平成28年度第1回箕面市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

1. 日時

平成28年11月8日（火） 午前9時30分～11時

2. 場所

豊能広域こども急病センター3階大会議室

3. 出席者

（会長代理）

- ・箕面市健康福祉部長 大橋修二

（構成員）

- ・一般社団法人大阪タクシー協会常務理事 井田信雄
- ・阪急タクシー株式会社取締役営業部長 甲斐尚道
- ・近畿運輸局大阪運輸支局首席運輸専門官 湯川義彦代理 内藤信二
- ・阪急タクシー労働組合執行委員長 阪本均
- ・箕面市障害者の生活と労働推進協議会 片野坂和幸
- ・公益社団法人箕面市シルバー人材センター 平野秀之
- ・箕面市政策総括監（地域創造部担当） 柿谷武志

以上、委員8名出席2名欠席、傍聴者1名。

4. 協議事項

- （1）箕面市福祉有償運送運営協議会構成員の変更・追加について【資料1】
- （2）箕面市福祉有償運送運営協議会規約等の確認について【資料2 資料3】
- （3）箕面市における福祉有償運送の必要性について【資料4】
- （4）報告案件について【資料5】
 - ①運転者の追加の件
 - ②要望書回答の件
- （5）申請内容の審査
更新申請：3件 【資料6】
 - ①特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会
 - ②社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
 - ③公益社団法人箕面市シルバー人材センター

5. 協議結果と質疑応答の概要

- （1）箕面市福祉有償運送運営協議会構成員の変更・追加について
【事務局から資料1により説明】
事務局：人事異動等による構成員の変更及び道路運送法施行規則第51条の8第1項

第6号による区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利法人等について、現構成員が所属する事業者について更新時期を迎えることから、適正な審査において必要であると認められるため、構成員を追加するものである。

構成員：異議なし。

【協議結果】原案どおり承認された

(2) 箕面市福祉有償運送運営協議会規約等の確認について

【事務局から資料2・資料3により説明】

○質疑応答の概要

構成員：資料3の対価について、普通の旅客の2分の1にするという旨が記載されていないのは良いのか。

事務局：旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められることと記載している。

会長代理：運営協議会としては、法令に準じて概ね2分の1として審議しているという理解でよいか。

構成員：単独では公共交通機関を利用することが困難であると協議会で認められたものとあるが、こういった基準で確認するのか。

会長代理：箕面市としては、身体障害者手帳に準じた障害をお持ちのかたなど、実際には手帳等を所持していなくても、公共交通機関が利用困難であるというかたには、事業所できちんと確認した上でご利用いただけるよう運用していくものとするのでよいか。

【協議結果】原案どおり承認された

(3) 箕面市福祉有償運送の必要性について

【事務局から資料4により説明】

○質疑応答の概要

構成員：前回は指摘したが、車両の必要台数283台というのが現実味がないのでは。

事務局：介護度の高いかたは寝たきりの状態で外出することがないなど、利用度が低いという実態があるように、移動制約者全員が利用者であるというようにすることに疑問をもつことは、もっともであるが、あくまでも公表された数値を基に算出した必要数の最大値として考えていただきたい。

構成員：実際の輸送実績はどうなのか。

会長代理：各事業者へ聞いてもらうことでよいか。

【協議結果】提案どおり承認された

(4) 報告案件について

【事務局から資料5により説明】

○質疑応答の概要

①運転者追加の件

構成員：北摂ブロックでは、運転者の追加は協議案件となっているが、箕面市においては、報告案件ということか。

事務局：法律等において、協議すべき事項となっていないため、運転者の追加は、報告案件となっている。

○要望書回答の件

事務局：運営協議会宛要望書については、資料5のとおり回答している。また、国へ確認したところ、事業者から国への輸送実績報告による、箕面市内に営業所を有する福祉タクシー事業者の輸送実績は平成23年度以降、運送回数、輸送人員等において増加傾向であるとの回答を得たので併せて報告している。

構成員：運営協議会としての回答は、市の事業については関知していないという回答で良いと思うが、要望側は、市の事業について聞きたいのではないか。

事務局：シルバーによる運行開始以降、介護タクシー事業者とは、月1回程度のペースで情報共有の場を持ってきた。また、市宛に来ている要望書については、市事業についても触れて回答している。

【協議結果】 報告どおり承認された

(5) 申請内容の審査について

①特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会の更新申請について

【事業所から資料6により説明】

○質疑応答の概要

構成員：キャンセル料について、北摂ブロックでは、現在の初乗り運賃680円の半額340円程度となっている。前回の協議会で認められているということか。

事業者：事業開始時から変わっておらず、前回北摂ブロックで認められたものである。

構成員：前回からの変更点は何か。また、事故等報告すべき事項はないか。

事業者：運転者及び利用会員が減少している。報告すべき事故等はない。

【協議結果】 特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会については、協議が調ったものとする

②社会福祉法人大阪府社会福祉事業団の更新申請について

【事業所から資料6により説明】

○質疑応答の概要

構成員：会員2名とは、施設のかたを送迎しているのか。

事業者：在宅のかたを送迎している。

構成員：前回からの変更点は何か。

事業者：利用会員が減少している。

【協議結果】社会福祉法人大阪府社会福祉事業団については、協議が調ったものとする

③公益社団法人箕面市シルバー人材センターの更新申請について

【事業所から資料6により説明】

○質疑応答の概要

構成員：複数乗車について、利用料金を人数で割るという考え方でよいか。

事業者：そのとおり。

【協議結果】公益社団法人箕面市シルバー人材センターについては、協議が調ったものとする

(6) その他

構成員：事業者の安全運行及び協議会と事業者の連携について、協議会において要望してほしいとの意見があった。

会長代理：事務局から、安全運行の留意事項を3事業者へ伝えること。また、今後も事務局としてしっかりと3事業者の実態の把握に努めてほしい。

以上